

山口県立大学附属周防大島高等学校を活用した包括的連携協力に関する協定書

周防大島町（以下、「甲」という。）と公立大学法人山口県立大学（以下、「乙」という。）は、相互の連携協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと、人的・知的資源の交流及び活用を図ることで、地域の活性化と相互の発展に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、次の事項について連携協力する。なお、実施に当たっては、甲は乙に対して積極的な支援を行い、乙は山口県立大学附属周防大島高等学校及び山口県立大学の有する人的・知的資源を活用するものとする。

（1）地域づくり・文化振興に関すること

（2）人材育成・教育に関すること

（3）国際交流推進に関すること

（4）その他甲及び乙が協議して必要と認める事項に関すること

（有効期間）

第3条 この協定書の有効期間は、令和11年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の1月前までに、甲乙のいずれからも改廃の申し入れがないときは、令和11年4月1日から1年間更新するものとし、その後も同様の取扱いとする。

（その他）

第4条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の細目その他の事項については、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

以上のとおり協定を締結した証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年3月18日

甲 周防大島町
町長

藤本 浄孝



乙 公立大学法人山口県立大学
理事長

岡 正剛

